

【預金規定の改定のお知らせ】

当組合は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」ならびに「2020年4月1日の民法改正」を踏まえ、下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前によりお取引いただいているお客様にも適用されますのでお知らせいたします。

また、令和2年4月1日より預金規定集等の電子化を行います。電子化の対応により、当組合ホームページで最新の預金規定が御確認いただけるようになることから、預金規定集の配布は終了いたします。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当組合では、新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、既に取り引のあるお客様においても、お取引の内容や状況に応じて、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認に当たっては、各種確認資料のご提示をお願いする場合がございます。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切に御対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

【主な改定内容】

① 「取引制限等」条項の新設

当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

② 「解約等」の条項の一部追加

「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

2. 「民法の改正」を踏まえた改定

2020年4月1日の民法改正を踏まえ、預金規定を改定いたします。規定改定後は、預金者の成年後見人等の届出の厳格化を図るとともに、定期預金の中途解約についてより厳格に取扱います。

【主な改定内容】

① 成年後見人等の届出の条項に「預金者の成年後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合も同様にお届け下さい。」を追加します。

② 預金の解約・書替条項の条項に「この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。」を追加します。

3. 改定する規定および電子化する預金規定等

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| ①普通預金規定 | ②総合口座取引規定 | ③無利息型普通預金規定 |
| ④定期預金共通規定 | ⑤自由金利型定期預金規定 | ⑥自由金利型定期預金（M型） |
| ⑦自動継続自由金利型定期預金（M型） | ⑧期日指定定期預金規定 | ⑨自動継続型期日指定定期預金規定 |
| ⑩変動金利定期預金規定 | ⑪自動継続型変動金利定期預金規定 | ⑫自動継続自由金利型定期預金規定 |
| ⑬積立定期預金規定 | ⑭通知預金規定 | ⑮定期積金規定 |
| ⑯納税準備預金規定 | ⑰当座勘定規定 | ⑱振込規定 |
| ⑲キャッシュカード規定 | ⑳ローンカード規定 | ㉑デビットカード規定 |
| ㉒ペイジー口座振替受付サービス規定 | ㉓法人キャッシュカード規定 | ㉔ICカード特約規定 |
| ㉕後見制度支援預金規定 | ㉖貯蓄預金Ⅰ型 | ㉗貯蓄預金Ⅱ型 |
| ㉘盗取された通帳に関する特約 | | |

4. 改定および電子化開始日

令和2年4月1日

以上